

支援金詳細

芳賀町中小企業定着促進補助金

中小企業者の芳賀町へ立地や事業所の増設、設備投資を支援するため、投資に対して補助を行いません。

地域	栃木県芳賀町
支援の種類	助成型（ 2 ）
利用目的	設備投資
対象	営利を目的として町内に事業所を有している法人、町内に事業所を有していて町内に住所を有する個人
公募期間	2022年9月1日～
上限金額・助成金	補助対象経費の合計額の3%（限度1千万円）
給付要件	補助対象経費：令和4年4月1日以降に取得した以下の経費の合計額とし、1千万円以上のものとする。 （1）事業用の建築物の取得に係る経費 （2）事業用の建築物の取得に伴い取得する土地の取得に係る経費 （3）償却資産となる機械及び装置
その他	補助を希望する場合は、補助対象となる建築物等を取得する前に事前届出書を提出してください。建築物等を取得する前年度の9月末までが提出期限となります。
問合せ先	商工観光課商工係 電話：028-677-6018
URL	http://www.town.tochigi-haga.lg.jp/syoukou/teichaku.html